

医企第 1812 号  
令和 6 年 11 月 20 日

各保健所設置市医療安全担当課長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長  
(公 印 省 略)

医療安全推進週間の取組の周知について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 6 年 11 月 14 日付けで、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室から事務連絡があり、今年度の医療安全推進週間（11 月 24 日～11 月 30 日）の取組を周知するよう依頼がありました。

つきましては、貴市管内医療機関に次のアドレスに掲載されているポスターや動画等の活用を周知し、医療安全に関する取組について普及・啓発していただきますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えます。

医療安全推進週間の専用ホームページ：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iry  
ou/iryou/iryouanzen2023\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry<br/>ou/iryou/iryouanzen2023_00003.html)

問合せ先

法人指導グループ 高野

電 話 (045)210-4869

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県看護協会

事 務 連 絡  
令和 6 年 11 月 14 日

関 係 各 位

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室

「医療安全推進週間」の取組について（周知依頼）

医療安全行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療機関や医療関係団体等における医療安全の取組促進及びこれらの取組について、国民の理解や認識を深めることを目的とし、毎年度 11 月 25 日を含む 1 週間を「医療安全推進週間」と定めております。

今年度の医療安全推進週間の取組として、下記のとおり行いますので、貴会会員や貴会会員施設等に対する周知の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

#### 1. 患者・国民に向けた医療安全の普及啓発動画

患者・国民に医療のリスクに関する正しい理解を促すとともに、医療安全のための医療機関の取組を周知し、医療安全に向けた医療従事者との協働を呼びかける目的で、患者・国民向けの普及啓発動画を作成しました。

つきましては、厚生労働省公式 YouTube 及びダウンロード可能なサイトに掲載しておりますので医療機関や薬局においてご活用ください。

【厚生労働省公式 YouTube URL】

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhHeCelrrOxIIjW2YJ1a3Y3>

【ダウンロード可能サイト URL】

[https://mhlwan.sharepoint.com/:f:/s/ExGeneral\\_5706/EqDRIQKRu3ZIkN8NazaTQgQB\\_ga5MvOU4HDEEwW5w8Dm1Q?e=MMELIO](https://mhlwan.sharepoint.com/:f:/s/ExGeneral_5706/EqDRIQKRu3ZIkN8NazaTQgQB_ga5MvOU4HDEEwW5w8Dm1Q?e=MMELIO)

※ 医療機関等における活用例

- ① 2の(2)のタイアップ動画と併せて待合室等での放映
- ② 患者向けのイベント(勉強会等)での使用

## 2. 「医療安全推進週間」に係るタイアップについて

「医療安全推進週間」の機会を活用し、国民に医療安全施策を周知するとともに、医療の安全性について患者・国民と医療関係者がともに考える契機をつくる目的で、映画会社の御協力により、令和6年12月6日より全国公開となると『劇場版ドクターX』と「医療安全推進週間」のタイアップポスター及びタイアップ動画を作成しました。

当省としましては、今般のタイアップを通じ、国民に「医療安全推進週間」が広く認知され、医療安全施策及び医療関係者の医療安全に向けた取組への理解が深まることを期待しております。

### (1) タイアップポスター

#### ① 電子媒体ポスター(デジタル掲示板用)

次のダウンロード可能なサイトに格納しておりますので、医療機関や薬局においてご活用ください。

【ダウンロード可能サイト URL】

[https://mhlwlan.sharepoint.com/:f:/s/ExGeneral\\_5709/Ei40UezJnW9Bvk8HMJnxqxYBkr1AqTEI\\_AiZpQnMsG5Llw?e=d3YhVC](https://mhlwlan.sharepoint.com/:f:/s/ExGeneral_5709/Ei40UezJnW9Bvk8HMJnxqxYBkr1AqTEI_AiZpQnMsG5Llw?e=d3YhVC)

※ 本素材は著作権の関係上、医療機関内及び薬局内の待合室のデジタル掲示板への掲載に限ります。印刷し、紙ポスターとして掲示するなどその他の使用用途は一律不可となっておりますので、取扱いにはご注意ください。

#### ② 電子配布ポスター(印刷用)

①とは別デザインのポスターを厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、医療機関や薬局において印刷してご活用ください。

【ホームページ掲載先】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuanzen2023\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuanzen2023_00003.html)

※ 医療機関等における活用例：待合室や掲示板に掲示

※ ポスターの掲示期間につきましては、①②のいずれも令和7年1月末までとなります。

## (2) タイアップ動画

『劇場版ドクターX』の主演俳優・米倉涼子さんが、医療安全への患者参画を呼びかける内容の啓発動画を作成しました（動画には『劇場版ドクターX』特報映像が含まれます）。

つきましては、次の厚生労働省公式YouTube及びダウンロード可能なサイトに掲載しておりますので、医療機関や薬局においてご活用ください。

【厚生労働省公式YouTube URL】

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhHeCelrrOxIIjW2YJ1a3Y3>

【ダウンロード可能サイト URL】

[https://mhlwlan.sharepoint.com/:f:/s/ExGeneral\\_5706/EqDRIQKRu3ZIkN8NazaTQgQBga5MvOU4HDEEwW5w8DmlQ?e=MME1IO](https://mhlwlan.sharepoint.com/:f:/s/ExGeneral_5706/EqDRIQKRu3ZIkN8NazaTQgQBga5MvOU4HDEEwW5w8DmlQ?e=MME1IO)

※ 本素材は著作権の関係上、医療機関内及び薬局内における患者向けの放映に限り、その他の使用用途は一律不可となっておりますので、取扱いにはご注意ください。

※ 動画の使用期限につきましては、令和7年1月末までとなります。

※ 医療機関等における活用例：1の普及啓発動画と併せて待合室等での放映

## (3) その他

本ポスター及び動画の作成・配布は当省の施策の普及啓発を目的とするものであり、当省において映画の鑑賞を推奨するものではありません。

### 3. 医療事故調査・支援センターによる医療事故の再発防止策等（提言・動画）の配信について

令和6年10月9日より、医療事故調査・支援センターが「公式LINE」「anナビ（Medsafe Japan 配信サービス）」による情報配信を開始しました。医療事故調査制度から得られた再発防止策（提言・動画等）等の、より一層の普及啓発に向けて、各医療機関や各医療従事者において活用されるよう周知方をお願いします。

※ URL：[https://www.medsafe.or.jp/modules/news/index.php?content\\_id=335](https://www.medsafe.or.jp/modules/news/index.php?content_id=335)

#### 4. QRコード一覧

- 患者・国民に向けた医療安全の普及啓発動画（1、2の（2）参照）

【YouTube】



【ダウンロードファイル格納先】



※ 「01\_02～04 結合版動画」「02\_タイアップ趣旨説明動画（厚生労働省作成）」「03\_『劇場版ドクターX』タイアップ動画」の使用期限につきましては、令和7年1月末までとなります。

- 「医療安全推進週間」に係るタイアップについて

- ・ 電子媒体ポスター（デジタル掲示板用）（2の（1）の①参照）

【ダウンロードファイル格納先】



※ 本ポスターの掲示期限につきましては、令和7年1月末までとなります。

- ・ 電子配布ポスター（印刷用）（2の（1）の②参照）

【ホームページ】



※ 本ポスターの掲示期限につきましては、令和7年1月末までとなります。

- 医療事故調査・支援センターによる医療事故の再発防止策等（提言・動画）（3参照）

【LINE公式】



【an なび】

